

議案第3号

大阪市市長直轄組織設置条例及び大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

(大阪市市長直轄組織設置条例の一部改正)

第1条 大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 市長の強力なリーダーシップの下に、市長の権限に属する事務を迅速に遂行するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長直轄組織として次に掲げる組織を置く。</p> <p>[略]</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">デジタル統括室</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">総務局</p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に掲げる組織の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>デジタル統括室</u></p> <p>(1) <u>デジタル施策</u>に係る企画及び立案並びに<u>推進並びにその総合調整</u>に関する事項</p> <p style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 2px;">総務局</p> <p>(1) <u>市の行政一般その他他の主管に属しな</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ICT戦略室</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">人事室</p> <p>[同左]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p><u>ICT戦略室</u></p> <p>(1) <u>ICT戦略</u>に係る企画及び立案並びに<u>推進</u>に関する事項</p> <p style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 2px;">人事室</p> <p>[新設]</p>

い事項	
(2) [略]	(1) [同左]
(3) <u>職員の公正な職務の執行に関する事項</u> [略]	[新設] [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市事務分掌条例の一部改正)

第2条 大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">I R 推進局</div> <p>[略]</p>	<p>第1条 [同左]</p> <p>[同左]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">I R 推進局 総務局</div> <p>[同左]</p>
<p>第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>[削る]</p> <p>[略]</p>	<p>第2条 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p><u>総務局</u></p> <p>(1) 市の行政一般その他他の主管に属しない事項</p> <p>(2) 職員の公正な職務の執行に関する事項</p> <p>[同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

人事室と総務局を統合し、市の行政一般その他他の主管に属しない事項、職員の人事等に関する事項及び職員の公正な職務の執行に関する事項を所管する総務局に改組し、同局を市長直轄の直近下位の内部組織とするとともに、ICT戦略室の名称及び分掌する事務を改め、デジタル施策に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項を所管するデジタル統括室とするため、大阪市市長直轄組織設置条例及び大阪市事務分掌条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。